

# フローチャートの結果はこちらをご確認ください!

- A** ➡ 確定申告が必要です。「確定申告書作成コーナー」でのe-Taxがおススメ！
- B** ➡ 住民税の申告が必要です。
- C** ➡ 住民税の申告が必要です。ただし、年金から所得税が源泉徴収されている方で、所得税の還付を受けたい方は、確定申告が必要です。
- D** ➡ 申告の必要はありません。ただし、国民健康保険や後期高齢者医療などを利用する方は、収入がない場合でも住民税の申告が必要になる場合があります。

※確定申告をした方は別途、住民税の申告をする必要はありません。※全ての方が上記に当てはまるとは限りません。

## 津島税務署からのお知らせ

### 【確定申告をする場合】

#### ●マイナンバーカードとスマホがある方

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・白色収支内訳書の作成、e-Taxによる送信をご自宅などからすることができます。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することで、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費の支払額などの情報が自動入力されます。

※マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が過ぎている場合、e-Tax手続などのご利用ができないため、お早めに更新手続をお願いします。

### 申告に困ったときは

▶動画で見る確定申告  
確定申告書作成コーナーの操作方法などを動画で紹介



▶チャットボット  
「ふたば」  
あなたの疑問に「税務職員ふたば」(AI)が回答



▶申告書作成  
コーナー  
確定申告書の作成はこちら



#### ●上記以外の方(津島税務署申告会場へご来場の方)

申告会場を2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)、津島市文化会館で開設します。ただし、3月1日(日)に限り、休日受付を行います。

津島税務署申告会場では、住民税の申告を除き、すべての申告が可能です。

会場や予約の詳細、持ち物などについては、津島税務署までお尋ねください。

### TIPS 確定申告で所得税が還付される方は1月からでも申告ができます!

年末調整済みの給与所得のみの方で、扶養控除の追加や医療費控除、ふるさと納税等の寄附金控除による還付を受けたい方は、1月5日(月)から「確定申告書等作成コーナー」または津島税務署(要予約)にて、還付の確定申告をすることができます(納付申告の場合は2月16日(月)から3月16日(月)まで)。便利なe-Taxまたは郵送による積極的な申告をお願いします。

問 津島税務署 ☎ (26)2161

### 【住民税の申告をする場合】

税務課窓口、各支所および郵送で1月5日(月)から提出することができます。

なお、2月16日(月)から3月16日(月)までの申告期間中は、愛西市申告会場でのみ受け付けをします。

申告期間中は大変混み合いますので、お早めの手続きをお願いします。